

マイナンバーの利用による添付書類の省略について

＜改正の趣旨＞

- 平成28年1月より、年金給付の受給権者のマイナンバーを取得した場合、住民基本台帳ネットワークを通じて、当該受給権者の住民票情報（氏名、住所、生年月日等）を確認することができるようになった。
- これにより、年金給付の請求等の手続において添付することを求めていた、住民票の写しを省略することが可能になったため、法令上必要な措置を行う。

【例】亡くなった労働者の妻が、遺族補償年金を請求する場合

（旧）亡くなった労働者との生計維持関係を証明するため、住民票の写しを提出しなければならない。

⇒（新）マイナンバーがあれば、住民票の写しの提出は不要になる。

（※ 住民票の写し以外の添付書類は、従来通り提出する必要がある。）

上記に伴い、請求書等の様式を変更する必要



＜様式告示の改正＞

- 上記改正内容の周知徹底のため、請求人等が労働基準監督署にマイナンバーを提供している場合には住民票の添付が不要となる旨の記載を、年金給付の請求書等の様式に設ける。
- その他、所要の措置を講ずる。
 - ・ 社会保険労務士の氏名等の記載欄を追加する等の行政事務簡素化措置
 - ・ 組織改編に伴い「次長」を「副署長」に修正する等の形式的措置

施行期日：平成29年4月1日